○ 犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に関する審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改定後	改定前	備考
審 査 基 準 ┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	審 査 基 準 <u>令和 6 年 8 月 7 日 作成</u>	佐代日の修工
法 令 名:犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関 する法律	法 令 名:犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	作成日の修正
根 拠 条 項:第11条第1項	根 拠 系 項:第11系第1項	
処 分 の 概 要:犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	処 分 の 概 要:犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	
原権者(委任先):千葉県公安委員会	原権者(委任先): 千葉県公安委員会	
を 令 の 定 め: 北罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条(定義)、第3条(犯罪被害者等給付金の支給)、第4条(犯罪被害者等給付金支 合)、2 (主義)、第5条(造族の範囲及び順位)、第5条(犯罪被害者給付金支 台)、2 (起) (立) (法令の定め: 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条(定義)、第3条(犯罪被害者等給付金の支給)、第4条(犯罪被害者等給付金の支給)、第4条(犯罪被害者等給付金の重類等)、第5条(造族の範囲及び順位)、第6条(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)、第7条(他の法令による給付等との関係)、第8条(損害賠償との関係)、第9条(犯罪被害者等給付金の額)、第10条(裁定の申請)、第11条第2項及び第3項(裁定等)、第12条(仮給付金の支給等)、第13条第1項及び第3項(裁定等)、第12条(仮給付金の支給等)、第13条第1項及び第3項(裁定のための調查等) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条(法第2条第5項の政令で定める要件)、第2条(法第2条第6項の政令で定める給付等)、第4条(法第1項の政令で定める紹供等)、第5条(选族給付金に基础的、第7条(法第3条(法第2系第6項の政令下定める相間)、第6条(法族治1項の改合的基础的、第7条(法第9系第2項の政令で定める期間)、第8条(法第9系第2項の政令で定める額)、第11条(法第9系第2項の政令で定める額)、第12条(陸書給付金に係る信数)、第15条(陸書給付金に係る信数)、第16条(法第1項の政令で定める額)、第14条(陸書給付基礎額)、第15条(陸書給付金に係る方法)、第16条(法第1項の政令で定める額)、第14条(陸書給付条票)、第15条(陸書給付条票)、第15条(陸書給付条票)、第15条(企業)第2系(第2条(第2条)第2系(第2条(第2条)第2系(第2条)第2系(第2条)第2系(第2条)第2系(第2条)第2系(第2条)第3系(10条)第3条(第4条、第5条(第3)第2条(李部系)第15条(陸市公司支給に関する持例)、第12条(企事实为第15条(企業)第2条(第3の是の規則で定める場合、第15条(企業)第2条(第3項の国定的方法)、第15条(後於付金の支給に係る遗族の降害の状態)、第15条(查院的专定方法)、第15条(查院的专定方法)、第15条(查院有2条)至的专案(定案的专定方法)、第15条(查院的专定方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法)、第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),第15条(意愿的方法),15条	
 審 査 基 準:犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」(令和5年8月19日付け警察庁長官官房長通達別添)を参照して行う的のとする。 	審 査 基 準:犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度 事務処理要領」(<mark>令和5年5月14日</mark> 付け警察庁長官官房長通 達別添)を参照して行うものとする。	審査基準の参照先 変更
標 準 処 理 期 間: 1 年以内	標 準 処 理 期 間: 1 年以内	
申 詩 先:千葉県警察本部警務部警務課	申 詩 先:千葉県警察本部警務部警務課	
問い合わせ先:千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 (電話043-201-0110)	問 い 合 わ せ 先:千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 (電話 0 4 3 - 2 0 1 - 0 1 1 0)	
備 考:	備 考:	